

公共工事における地場中小企業支援措置について

1. 平成21年度公共工事の発注目標

公共工事のスピーディかつ途切れのない発注を確実に実施するため、平成21年度工事の発注目標を以下のとおり定めました。

◎上半期(9月まで)発注率80%(650億円)を超えること。

2. 追加支援措置(第3次)

福岡市緊急経済対策の一環として実施中の「公共工事における地場中小企業支援措置」に以下の措置を追加いたします。

◆ 新たな支援措置

I. 工事契約における入札手続き期間の短縮(平成21年4月公告分～)

公共工事の一般競争入札日程に、新たに「短縮日程」を設定し、契約手続きの迅速化を図ることとしました。(詳細は別紙のとおり)

<標準日程 36日 → 29日 7日間の短縮>

なお、これまでに発表した支援措置と合わせて、公告から代金支払いまでが、1箇月短縮されることとなります。

<検査期限の短縮 4日(14日以内 → 10日以内) 代金支払期限の短縮 20日(40日以内 → 20日以内)>

II. 公共事業施行に伴う物件移転補償費及び用地費の前払金の見直し(平成21年4月1日～)

物件移転補償や用地取得を円滑に行い、工事の発注・施工を速やかに行うため、物件移転補償費と用地費の前払金の割合を増額します。

ただし、平成21年度に契約締結を行ったものが対象です。

(現行70% → 改定80%)

【問い合わせ先】

< 1 >	財政局技術監理部技術企画課	柳橋、諸崎	TEL 711-4903
< 2 > I.	財政局財政部契約課	中園、秋山	TEL 711-4181
II. 用地費	財政局財政部財産管理課	山本、富田	TEL 711-4173
物件移転補償費	道路下水道局用地部用地調整課	有吉、末石	TEL 711-4474

○「公共工事における地場中小企業支援措置」

○第1次(平成21年1月13日発表)		
I	工事や設計委託等のスピーディかつ途切れのない発注を推進	◆平成20年度内工事の早期発注(1月13日～) ◆平成21年度工事・設計委託等の早期発注 ◆平成21年度工事発注目標設定 上半期発注率 80%
II	分離・分割発注の推進により、受注機会の増大を図る	◆発注規模による分割発注(1月13日～) ◆工種による分離発注(1月13日～)
III	設計変更対応の迅速化や工事書類の簡素化により、工事請負業者の負担を軽減	◆設計変更へのスピーディな対応(1月13日～) ◆工事書類の簡素化(2月1日～)
IV	工事代金の支払手続きをスピードアップ	◆工事完了から検査までの期間短縮(2月1日～) 14日以内 → 10日以内
		◆工事代金支払期限の短縮(1月13日～) 40日以内 → 20日以内
V	工事請負代金債権を担保とした融資制度を導入	◆国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」の活用(1月13日～)
○第2次(平成21年2月10日発表)		
VI	前金払制度の活用の促進	◆工事契約の中間前金払制度及び委託契約の前金払制度の利用促進(2月10日～)
VII	設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定	◆設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定 (3月1日～)
○第3次(平成21年4月7日発表)		
VIII	<u>工事契約における入札手続きの期間短縮</u>	◆新たな「短縮日程」の設定による契約手続きの迅速化(4月公告～) (標準36日→29日)
IX	<u>物件移転補償費及び用地費の前払金の見直し</u>	◆物件移転補償費と用地費の前払金の割合の見直し(4月1日～) (現行70% → 改定80%)

※なお、平成20年度の支援措置の実績については、現在集計中です。

公共工事における地場中小企業支援措置

工事発注の流れ

発注の決定

公 告

落札者決定

工事施工

完 了

検 査

代金支払い

支 援 措 置 (第1次～3次)

分離・分割発注
スピーディかつ途切れのない発注

平成21年度上半期発注目標
「発注率80%, 650億円を上回る」

一般競争入札に「短縮日程」を設定
標準日程:36日→短縮日程:29日

7日短縮

工事施工の円滑化
三者協議の実施
「ワンデイレスポンス」の実施
設計変更へのスピーディーな対応
(「設計変更ガイドライン」の作成)
業者提出書類の簡素化
中間前払金制度の利用促進
「地域建設業経営強化融資制度」の活用

工事完了から検査までの短縮
14日以内→10日以内

4日短縮

工事代金支払期限の短縮
40日以内→20日以内

20日短縮

上記の措置により,
「公告」～「代金支払い」を1ヶ月短縮